

事 務 連 絡
令和3年2月15日

関係団体 各位

埼玉県保健医療部長 関本 建二

2月11日以降の接種予定者リストの追加について（周知）

日頃、本県の感染症対策に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。また、医療従事者優先接種については、短い期間での接種予定者リストの作成に御協力いただき、感謝申し上げます。

リストの作成については令和3年2月10日を提出期限としておりましたが、今後も新規職員の採用等で接種者の追加等も見込まれることから、回答期限後の追加に関する取扱いをお知らせさせていただきます。

貴団体におかれましては、別紙を御確認いただき、会員に御周知いただきますようお願いいたします。

<送付内容>

別紙 2月11日以降の接種予定者リストの追加について

担 当
新型コロナウイルスワクチンチーム
048-830-7508
a3510-22@pref.saitama.lg.jp

2月11日以降の接種予定者リストの追加について

■リスト提出締切り後の対応について、以下のとおりとします。貴団体に会員から問合せがあった場合には、御案内願います。

(例) 新規採用職員の予診票発行のための追加発行依頼
紛失に伴う再発行依頼 等

1 2月11日（水）以降の追加の依頼について

○回答期限後（2月11日以降）に追加で接種予定者リストを提出（回答）する場合は、必ず電話で下記連絡先に連絡の上、電子申請システムにてリストを提出していただきます。

連絡先：048-830-3557（埼玉県感染症対策課）

※3月1日以降は連絡先が変更になる場合がありますが、その場合はホームページ等で周知いたします。

○また、追加での依頼等については、回答期限までに御回答いただいた医療機関よりも予診票のお届けが遅くなります。

※上記対応については、県ホームページで周知しておりますので御確認ください。

http://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/kaisetsu_1.html

2 自院で接種する医療機関について

自院で接種する医療機関については、新規採用職員など、新たに接種対象となる職員等分の予診票を各自で作成いただきます。